(株)かウ(愛媛県松山市)

※令和2年6月に総務省がご担当者様にヒアリングを行った内容を掲載しています。

愛媛県に本社を置く(株)カトウは、平成17年10月に信書便事業に2号役務の参入し、その後、平成21年11月に1号役務及び3号役務を追加して事業を展開しています。

以下は、サービスのご担当者の方からお聞きした話です。

- Q 普段どのような信書を取り扱っていますか。
- A 主に、国や愛媛県内の地方自治体をはじめとする公共性の高い団体における文書などで、1号役務として巡回サービスを行っています。

また、2号役務は、引受数は以前より減っていますが、当社の主力事業で取引がある民間企業などから緊急性の高い信書として引受けを行っています。

- Q 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。
- A 当社は、主力事業である浄化槽工事業のほか、貨物運送業も行っています。この経験と実績は信書便事業に生かせると考え、当社の新規事業として参入しました。
- Q 信書便の業務の流れを教えてください。
- A 一例として、愛媛県庁の文書の逓送業務では、毎日5つのコースをコースごとに車で巡回しています。巡回する施設は、県の出先機関や学校、県内市役所、公共施設などで、コースによって3~12機関を、最も長いコースで約6時間かけて巡回します。

また、特徴的なものとして、松山市役所から委託を受けている逓送業務で、当社で使用する船舶を利用して離島への送達を取り扱っているものがあります。

- Q 信書の秘密の保護などについて、従業員に対する教育としては、どのような取組をされていますか。
- A 配送員に対して、年に1回、信書の秘密の保護など信書便管理規程に関するなど教育及び訓練を安全運転に関する教育及び訓練と合わせて実施しています。
- Q サービスの提供に当たって苦労された点は何ですか。
- A 事業参入当時は、信書を迅速に届ける2号役務のみを行っていましたが、文書などの電子化が進み引き受けが少なくなってきました。ニーズに合わせて、1役務の事業展開を始めましたが、自治体などは、当初、大切な公文書の送達を委託することに不安を感じられる傾向が伺えましたが、少しずつ実績を積み上げ、現在では多くの自治体等から受注をいただいています。受注いただだいた自治体からは、職員の事務作業の軽減に繋がったことに加え、経費削減にもつながったと喜ばれています。

今後、地方公共団体はもちろんのこと、民間企業などでも利用が進むことを望みます。







貨物運送業(東京都江東区)

※平成28年度信書便年報(総務省発刊)「信書便事業者の声」引用

東京都江東区に本社を置〈K社は、平成22年11月から信書便事業に参入し、3号役務を展開しています。

以下は、このサービスのご担当者の方からお聞きした話です。

- Q 普段どのような信書を取り扱っていますか。また、信書便事業に参入することとした経緯を教えてください
- A 当社は、元々、安全性・確実性が求められる医療用の検体輸送や金融機関で取り扱っている個人情報を含む貨物の配送等を行っておりました。それら貨物運送事業でお付き合いのあった顧客から、社内便として支店間における信書の送達もできないかと相談を受け、また他の顧客からもニーズや要望があることがわかり、社内検討をし、顧客利便等の観点から参入することとしました。東京事業所と名古屋事業所において、親会社からの委託された社内便の仕分けや指定された施設へのルート巡回、送達及び集荷を行っています。
- Q 信書便の業務の流れを教えてください。
- A 利用者とお約束した使送便運行スケジュールに則り、東京都内を定期的に集配して、各集配箇所で利用者から引き受け、配送を行っております。利用者から引き受けた信書便物はメール室等に配達しています。
- Q 信書便の業務の流れを教えてください。
- A 親会社から委託された社内便を届出先ごとに仕分けし、軽貨物自動車を使って、親会社指定の各施設をルート巡回、送達及び集荷を行います。東京事業所と名古屋事業所で、軽自動車を計4台使用し、計8拠点を巡回しています。
- Q 信書の秘密の保護などについて、従業員や配送員(受託者)に対する教育としては、具体的にどのような 取組をされていますか。
- A 当社は、元々、医療用の検体輸送や金融機関の個人情報を含む貨物の配送等を行っていたため、引き受けた貨物に対する慎重な取扱いについては徹底していました。また、信書につきましても、営業担当、事務員、配送員に教育を行って同様に配慮しております。
- Q サービスの提供に当たって苦労された点は何ですか。
- A 信書便物は意思を表示したり事実を通知しているものであるため、それ自体に意味があり、万が一紛失等した場合に代替できるものではありません。そのため、紛失等をしないよう、引き受け及び引き渡しの際の、授受確認を徹底することとしております。





貨物運送業(茨城県)

※平成30年度信書便年報(総務省発刊)「信書便事業者の声」引用

茨城県に本社を置〈B社は、平成26年8月に信書便事業に参入し、1号役務を展開しています。 以下は、このサービスのご担当者の方からお聞きした話です。

- Q 普段どのような信書を取り扱っていますか。
- A 茨城県の自動車販売店協会から依頼を受け車輌登録のための連絡書、指示書、納品書、請求書等を登録代行センターと県内の協会会員各社(自動車ディーラー)間の巡回定期送達及び集配サービスを行っています。
- Q 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。
- A 当社主力業務の貨物運送業の顧客であった県自動車販売店協会より、特定信書の巡回集配について 要望があったので、登録代行センターと協会会員会社間を毎日巡回して集配するサービスを提供すること にし、特定信書便事業に参入しました。
- Q 信書便の業務の流れを教えてください。
- A 登録代行センターより委託された信書便物を受けとり協会会員各社約40 社を巡回、送達及び集配を行い同センターにもどる、その繰り返しで、4ルートを4台の専用車で4名の配送員、1ルート1日2~3回巡回しています。
- Q 信書の秘密の保護などについて、従業員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか。
- A 月1回の安全衛生職場会で交通・品質事故防止教育を行い又信書便従事者については加えて信書取扱いに関する教育を教材利用して年1 回実施をしています。 また、個人情報保護に関してすべての従業員が誓約書を提出しています。
- Q サービスの提供に当たって苦労された点は何ですか。
- A 登録代行センターで作成された信書便物の送達を行っていますが、年度末で数が増えたり、システムのトラブルで信書便物のできあがりが遅くなる時がありますが、乗務員の拘束時間が長くなるので、交替乗務員を急遽配員する等対応を考えております。





